

○教育・保育給付認定の事由

保護者のいずれもが認定事由の1～10のいずれかに該当すること。事由が重複する場合は、高い方の点数で判定する。

認定事由・判定点

1 労働を常態としている場合

家庭内・家庭外で労働に主として従事している場合は、1ヶ月当たりの就労時間で判定する。

被雇用者、 自営業・農業の 中心者、 自営業・農業の 協力者	1ヶ月当たりの就 労時間数	180時間以上	54
		168時間以上 180時間未満	51
		156時間以上 168時間未満	48
		144時間以上 156時間未満	45
		120時間以上 144時間未満	40
		96時間以上 120時間未満	35
		72時間以上 96時間未満	30
		48時間以上 72時間未満	25

2 疾病にかかり、若しくは負傷し、若しくは精神又は身体に障がいをもっている場合

2-①疾病・負傷により、安静を要する場合については程度に応じて判定する。

程度	入院・病臥	軽病
点数	50	30

2-②身体障がい者については、身体障害者手帳を確認し判定する。

身体障害者手帳	1級	2級	3級	4級
点数	50	40	30	20

2-③知的障がい者については、療育手帳を確認し判定する。

程度（療育手帳）	A1・A2	B1・B2
点数	50	40

2-④精神障がい者については、障害者手帳（精神保健福祉手帳）を確認し判定する。

程度（障害者手帳）	1級	2級	3級
点数	50	40	30

3 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）の介護、看護、療育施設等への付添い等を常時行っている場合

3-①入所日から3ヶ月以上の入院付添いを要すると認められる者について判定する。

付添い時間（日）	8時間以上	3時間以上 8時間未満	2時間以上 3時間未満
点数	40	30	20

3-②家庭で看護又は介護をする者について判定する。(3-①と重複しない)

看護時間(日)	8時間以上	3時間以上8時間未満	2時間以上3時間未満
点数	40	30	20

3-③療育(保育)施設や養護学校等への母子通園や付添い又は送迎を常態としている者について判定する。(3-①又は3-②と重複しない)

付添い等時間(日)	8時間以上	3時間以上8時間未満	2時間以上3時間未満
点数	40	30	20

4 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合

状況	4-①おおむね過去6ヶ月以内に採用選考を受けている、又は内定している。	4-②ハローワーク等の登録が有効である。	4-③その他求職活動を申告している。
点数	25	20	15

5 妊娠、出産(5-①～5-③の重複はできない)

5-①妊娠している者又は入所日を起点として、分娩後2ヶ月以内の者	30
5-②妊娠中で切迫早産等により入院又は療養等が必要な場合(2ヶ月未満)及び入所日を起点として、分娩後2ヶ月以内の者	40
5-③妊娠中で切迫早産等により入院又は療養等が必要な場合(2ヶ月以上)及び入所日を起点として、分娩後2ヶ月以内の者	50

6 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

55

7 就学等(7-①、7-②の重複はできない)

7-①学校・専修学校等の学校教育法に規定する各種学校やそれに準ずる教育施設に在学している場合	45
7-②職業能力開発促進法又は特定求職者の就労の支援に関する法律に規定する職業訓練等を受けている場合	40

8 児童虐待及び配偶者からの暴力等による場合(8-①、8-②の重複はできない)

8-①伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会からの情報提供により、児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合	50
8-②伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会からの情報提供により、配偶者からの暴力により入所児童の保育を行うことが困難であると認められる場合	50

9 保護者が育児休業法による育児休業中であることが確認できる場合であって、その育児休業に係る子ども以外の児童について継続入所を希望する場合(転園の場合のみ)

25

10 その他市長が上記1～9に類する事由として認める状況にある場合

その状況に応じて1～9に準じた点数

(備考)

- 1 教育・保育給付認定に係る事由のうち、労働、同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を介護や看護している場合、学校や療育施設等へ付添等している場合及び就学している場合のいずれかに該当するときは、1ヶ月当たり48時間以上常態としなければ教育・保育給付認定できないものとする。
- 2 就労における判定点数は、1ヶ月当たりの就労時間により算定したものとする。
- 3 求職活動の事由で認定された場合の教育・保育給付認定期間は、3ヶ月間とする。この場合の認定について、3ヶ月に一度、その状況を確認できない場合は教育・保育給付認定を取り消すものとする。
- 4 妊娠、出産の事由で認定された場合の教育・保育給付認定期間は、分娩後56日を経過する日の属する月の末日までとし、その他認定事由に期間が定められている場合はその期間を経過する日の属する月の末日までとする。
- 5 疾病・負傷による教育・保育給付認定について、入院・病臥とは入所時より概ね2ヶ月以上家事や育児が困難であると診断された場合とする。軽病とは入所時より概ね2ヶ月以上家事や育児の軽減が必要であると診断された場合とし、いずれも治療に要する期間の属する月の末日までを教育・保育給付認定期間とする。また、治癒するまでの期間が証明されない場合は、入所日の前月又は教育・保育給付認定期限の月に提出された診断書により教育・保育給付認定の期間を6ヶ月以内で認定する。
- 6 利用希望の施設が児童の居住地及び学校区、保護者の居住地及び勤務先等を考慮し、入所希望の理由が合理性に欠ける場合は、他の施設へ調整できるものとする。

○優先事由による加点及びその他事由による加点・減点

次に掲げる1～11については1児童1回の加減とし、12～17については該当する保護者の人数の範囲内で加減する。

項目	加点・減点
1 配偶者のいない女子又は男子が20歳未満の児童を扶養している世帯又はそれに準ずる世帯	70
2 生活保護世帯で就労支援等により児童の保育が必要と認められる場合	50
3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（ひとり親世帯・生活保護世帯を除く。）	25
4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合	10
5 入所児童が障がいを有し、手帳等で確認できる場合	10
6 きょうだい（多胎児を含む。）が既に利用している保育施設等の利用を希望する場合（転園含む。）	8
7 きょうだい（多胎児を含む。）がその年度内に同一保育所等の利用を希望する場合	5
8 利用申込時点で、申込事由を理由として企業主導型、認可外保育所、一時預かり保育を週3日以上利用している場合（求職中を除く。）	5
9 同一敷地内に居住する祖父母等（65歳以下）が保育可能である場合	-5
10 就学に配慮するため、小学校区内である保育施設等の利用を希望する場合（3歳児以上に限る。）	8

11 保育施設等の閉所に伴い転園を希望する場合	8
12 保護者のいずれかが居宅外で自営業の協力者（給与が支給されている者を除く。）として従事している場合	-10
13 保護者のいずれかが居宅内で自営業の協力者（給与が支給されている者を除く。）として従事している場合、農業協力者（給与が支給されている者を除く。）である場合又は内職に従事する場合	-15
14 保護者のいずれかが市内の認可保育施設等に保育士として1ヵ月当たり120時間以上就労している、又は就労予定である場合（育児休業復帰予定を含む。）	15
15 保護者のいずれかが単身赴任している場合（祖父母等が同一敷地内に居住する場合を除く。）	5
16 保護者のいずれかが自営業主の場合であって、事業内容を証明する客観資料の提出がない場合	-15
17 保護者のいずれかが申込時において、希望する保育所等に入所できない場合に育児休業の延長を許容すると意思表示した場合	-50

○利用調整及び選考内容（優先順位）

利用調整及び選考時の判定は、保護者のそれぞれについて該当する教育・保育給付認定の事由に基づく各判定点の合計と、該当する優先事由による加点及びその他事由による加点・減点を合算し、保育の必要度について指数づけを行う。指数が同点となる場合は、次の順に優先する。

- 1 特別の支援を要する家庭、ひとり親世帯
- 2 就学に配慮するため、小学校区内である保育施設等の利用を希望する場合（3歳児以上に限る。）
- 3 きょうだい（多胎児を含む。）が既に利用している保育施設等の利用を希望する場合（転園含む。）
- 4 保護者のそれぞれについて該当する教育・保育給付認定の事由に基づく各判定点の合計が高い世帯
- 5 利用希望順位やその他の世帯の状況等

○保育必要量の区分

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条に規定する保育必要量の認定において「1日当たり8時間までの利用に該当する区分」については次のとおりとし、これに該当しないものは府令第4条に規定する保育必要量の認定における「1日当たり11時間までの利用に該当する区分」とする。ただし、保護者からの申出があった場合については、その事由等を考慮して、保育必要量の区分を認定することができる。

- 1 保護者のいずれかの就労時間・就学時間・介護看護等にかかわる時間が1ヶ月当たり概ね120時間未満の場合
- 2 保護者のいずれかが求職中である場合
- 3 保護者のいずれかが育児休業中である場合